

鬼北町長 兵頭誠亀

街路灯の補助対象を拡大しました。

鬼北町では、夜間における交通の安全と治安の維持を図るため、自治会（区又は組）が街路灯を設置しようとする場合に補助制度があります。今回、この補助制度の一部を次のように改正しました。

従来 街路灯を新設する場合、1灯につき一律20,000円の範囲内で補助金を交付



LED街路灯への更新等を新設

新しい対象範囲

補助対象経費	補助限度額 (1灯当たり)	対象灯数
LED街路灯への更新	2万円	一つの区に対して2灯(※)
LED街路灯の新設 (支柱を設置する場合)	4万円	一つの公民館区に対して1灯

※3灯以上ある場合は、お問い合わせください。

申請の方法

お住まいの自治会(区)で設置個所の要望を取りまとめいただき、区長から申請していただくことになります。

詳しくは、役場担当までお問い合わせください。

鬼北町役場総務財政課 行政係（担当：薬師寺）
TEL 45-1111（内線2205）